

検査Ⅳ 養 護

(解答上の注意) 解答は、すべて解答用紙に記入すること。

- 1 学校環境衛生基準については、環境衛生に関する新たな知見や児童生徒等の学習環境等の変化を踏まえた検討が行われ、その検討結果に基づき、「学校環境衛生基準」が改正され（平成30年文部科学省告示第60号）、平成30年4月1日から施行されている。

学校環境衛生基準について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 告示の中で示された改正後・改正前の比較表のうち、換気及び保温等の改正部分を抜粋した表及び、学校環境衛生基準の一部改正について（平成30年4月2日付け29文科初第1817号）に示された、第2 改正に係る留意事項 の文章について、
 (①) ~ (⑩) に当てはまる語句や数字を答えなさい。

検査項目		基 準	
		改 正 後	改 正 前
換気及び保温等	温度	(①)℃以上、 (②)℃以下 であることが 望ましい。	(③)℃以上、 (④)℃以下 であることが 望ましい。

○温度の基準について

温度の基準については、(⑤) を保護し、かつ (⑥) に学習する上で概ねその基準を遵守することが望ましいものであることに留意すること。

(⑦) 環境は、温度、(⑧)、気流や(⑨)の温冷感等により影響されやすいものであることから、教室等の環境の維持に当たっては、温度のみで判断せず、その他の環境条件及び児童生徒等の(⑤)状態を観察した上で判断し、(⑩)による温度調節も含め適切な措置を講ずること。

- (2) 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。）に係る環境衛生検査のうち、エアコン等空気の温度、湿度又は流量を調節する設備を使用している教室等において毎学年2回定期に行うこととしている検査で、今回の改正により、検査の結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査について省略することができることになった検査は何か答えなさい。

2 児童生徒等の健康診断は、学校教育法及び学校保健安全法の規定に基づいて行われる。

以下は、「児童生徒等の健康診断マニュアル」（平成 27 年度改訂 公益財団法人日本学校保健会）第一章 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断の実施 1. 健康診断の目的と位置付けに記されている文章である。（①）～（⑬）に当てはまる語句を答えなさい。

○健康診断の法的位置付け

（～中略～）

学校保健安全法

第 13 条 学校においては、（①）定期的に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、（②）に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第 14 条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の（③）を行い、又は（④）を指示し、並びに運動及び作業を（⑤）する等適切な措置をとらなければならない。

○学校における健康診断の目的と役割

学校保健安全法では、学校における児童生徒等の健康の（⑥）を図るため、学校における（⑦）について定めており、学校における健康診断は、この（⑧）に位置する。また、学習指導要領解説特別活動編において健康安全・（⑨）的行事として例示されており、（⑩）として実施されるという一面も持っている。このことから学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり（⑪）があるかどうかについて疾病を（⑫）し、健康状態を把握するという役割と、学校における（⑬）を明らかにして健康教育に役立てるといふ、大きく二つの役割がある。

3 健康観察は、中央教育審議会答申（平成20年1月17日）「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体の取組を進めるための方策について」で、その重要性が述べられており、学校保健安全法（平成21年4月1日施行）においても、健康観察が新たに位置付けられ、充実が図られたところである。

この答申を踏まえ、「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」（平成21年3月 文部科学省）が作成されている。その内容について、以下の各問いに答えなさい。

- (1) 健康観察の目的として、3つあげられている。(①) ～ (②) に適切な語句を入れて完成させなさい。
- ・子どもの心身の健康問題の早期発見・早期対応を図る。
 - ・感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
 - ・日々の継続的な実施によって、子どもに (①) の健康に興味・関心をもたせ、(②) の育成を図る。
- (2) 健康観察記録の活用方法としてどのようなことが考えられるか。4つ答えなさい。
- (3) 学校における健康観察は、学級担任や養護教諭が中心となり、教職員との連携の下で実施すべきものであることから、全教職員が共通の認識をもつことが重要である。学級担任等により毎朝行われる健康観察は特に重要であるが、そのほかに学校における健康観察の機会として、誰によるどのような時が考えられるか。4つ答えなさい。
- (4) 朝の健康観察は、子どもがその日一日を元気で過ごすのに適した健康状態であるかどうかを観察するために、全校一斉に行うことから、組織的に実施する必要がある、実施方法等について教職員の共通理解を得ておくことが重要である。単位制高校等で、朝の健康観察の実施が困難な場合は、各学校の実態に応じて創意工夫を図り、健康状態の把握に努めることが望まれるが、あなたの考える工夫を書きなさい。

4 「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 29 年 3 月 14 日最終改定 文部科学大臣決定)について、次の各問いに答えなさい。

(1) いじめの定義について (①) ~ (④) に当てはまる語句を答えなさい。

(定義)

第 2 条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は (①) 的な影響を与える行為 ((②) を通じて行われるものを含む。) であつて、当該行為の対象となった児童等が (③) の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、(④))をいう。

(2) (1) の下線部の法律を答えなさい。

(3) いじめに対する措置の中では、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも 2 つの要件が満たされている必要があるとされている。

この 2 つの要件を答えなさい。

(4) いじめの定義を踏まえ、具体的ないじめの態様を 4 つあげなさい。

5 次の文は、「新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法について（指針）」（一般財団法人日本救急医療財団心肺蘇生法委員会作成 令和2年5月22日 厚生労働省令和2年6月10日文部科学省通知）に示されているものである。次の各問いに答えなさい。

(1) (①) ～ (⑩) に当てはまる語句や数字を答えなさい。

新型コロナウイルス感染症の疑いがある傷病者への「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」における「一次救命処置」は、次のとおり実施する。

○ 「(①) を確認する」、 「(②) を観察する」

確認や観察の際に、傷病者の (③) と救助者の (③) があまり近づきすぎないようにする。

○ 「胸骨圧迫を行う」

ウイルスなどを含む微粒子が浮遊した空気の飛散を防ぐため、胸骨圧迫を開始する前に、ハンカチやタオルなどがあれば傷病者の (④) と (⑤) にそれをかぶせるように変更する。マスクや衣服などでも代用できる。

○ 「胸骨圧迫 (⑥) 回と人工呼吸 (⑦) 回の組み合わせ」

成人に対しては、救助者が講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合でも、人工呼吸は実施せずに胸骨圧迫だけ続けるように変更する。子どもに対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、胸骨圧迫に人工呼吸を組み合わせる。その際、手元に人工呼吸用の (⑧) があれば使用する（「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」参照）。感染の危険などを考えて人工呼吸を行うことにためらいがある場合には、胸骨圧迫だけ続ける。

○ 心肺蘇生の実施の後

救急隊の到着後に、傷病者を救急隊員に引き継いだあとは、速やかに石鹸と (⑨) で手と (③) を十分に洗う。傷病者の (④) と (⑤) にかぶせたハンカチやタオルなどは、(⑩) 触れないようにして (⑩) するのが望ましい。

(2) ① 胸骨圧迫のみの場合を含め心肺蘇生は、ウイルスなどを含む微粒子が浮遊した空気を発生させる可能性がある。この空気を何というか、答えなさい。

② 子どもの心停止は、人工呼吸の必要性が比較的高いとされるがその理由を答えなさい。

③ 新型コロナウイルス感染症が流行している状況においては、すべての心停止傷病者に () があるものとして対応する、とある。() を答えなさい。

- 6 「AEDの適正配置に関するガイドライン」(平成30年12月25日 一般財団法人日本救急医療財団) 2. AED設置が求められる施設 【AEDの設置が推奨される施設(例)】 9 学校について、(①)～(⑨)に当てはまる語句や数字を答えなさい。

学校における心停止は、児童・生徒等に限らず、教職員、(①)などの成人も含め一定頻度発生している。わが国で、学校管理下の児童・生徒等の突然死のおよそ(②)割は(③)突然死で、年間30～40件の(③)突然死が発生していると報告されており、学校はAEDの設置が求められる施設の一つである。日本のほとんどの学校には、少なくとも(④)台のAEDは設置されているが、心停止発生から(⑤)分以内の(⑥)を可能とするためには規模の大きな学校では、(⑦)のAEDを設置する必要がある。調査によれば、学校内の設置場所は多様である。

しかし、学校における突然の心停止の多くは、体育の授業やクラブ活動で、ランニングや、水泳など、運動負荷中に発生しており、運動場やプール、(⑧)のそばなど、発生のリスクの(⑨)場所からのアクセスを考慮する必要がある。さらに、施設が生徒や住民に開放されている土日祝日や夜間でも、こうした運動場、(⑧)や学童保育で使用できるように配慮することが望ましい。

- 7 「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 保健体育編 体育編」(平成30年7月 文部科学省) 第1部 保健体育編 第2章 保健体育科の目標及び内容 第2節 各科目の目標及び内容 「保健」 3内容 (3)生涯を通じる健康 ア 知識 (ア)生涯の各段階における健康 ⑦ 思春期と健康 について、次の問いに答えなさい。

(1) 次の文の(①)～(④)に当てはまる語句を答えなさい。

思春期における心身の(①)や性的成熟に伴う身体面、心理面、(②)面などの変化に関わり、健康課題が生じることがあることを理解できるようにする。その際、これらの変化に対応して、自分の(②)への責任感や(③)を理解したり(④)したりする態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処が必要であることを理解できるようにする。

(2) (1)に示された性に関する指導に当たる上で配慮すべき点を3つ答えなさい。

- 8 「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 特別活動編」(平成30年7月 文部科学省) 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 第4節 特別活動の指導を担当する教師 について、次の文を読んで、各問いに答えなさい。

特別活動の内容は多様であり、このため指導に当たる教師については、対象になる生徒の集団の種類や規模に応じて、適正な役割の分担が必要である。したがって、特別活動の各内容の特質に応じて、教師間の望ましい指導の組織と役割の分担を明確にし、指導計画の作成・実施の過程を重視して、協力体制の確立を図っていくことが必要である。

[1] ホームルーム活動の場合

ホームルーム活動については、日常のホームルームの生徒の（①）を十分に把握し、それに即した指導が行われなければ十分な成果は期待できない。このために、指導に当たっては、ホームルームの生徒を最もよく理解できる立場にあるホームルーム担任が適しており、ホームルーム経営の充実を図る観点から、適切なホームルーム活動を実施することが重要である。同時に、a活動する内容によっては、ホームルーム担任や学年の教師集団に加えて他の教師等の特性や専門性を生かした方が効果的である場合も少なくない。例えば、生徒指導に関わる問題、進路に関する問題、健康・安全や食の問題を取り上げる場合は、各内容に応じて、（A）などが、ホームルーム担任や学年及び学科・コースの教師集団とともに指導に当たることにより一層の効果をあげることもできる。

また、学習指導や生徒指導・進路指導などのガイダンスに当たっては、学年全体そして学校全体として、共通に取り組むことも大切であり、学年の協働体制、他の教職員の協力体制、さらに（②）や地域等の教育力の活用など、ホームルーム活動の充実のための各学校の（③）が極めて重要である。

ホームルーム活動をはじめ、特別活動の教育的な成果のいかんは、指導に当たる教師の姿勢に影響されるところが極めて大きい。そこで、以下、特別活動の充実のため、指導に当たる教師が留意すべき諸点を挙げてみることにする。

- ア 教師と生徒及び生徒相互の（④）な触れ合いを基盤とする指導であること。
- イ 生徒の問題を生徒と共に考え、共に歩もうとする教師の態度が大切であること。
- ウ 生徒に接する際には、常に（⑤）態度を保持し、公平かつ（⑥）で、生徒に信頼される教師であること。
- エ 教師の教育的な識見と適正な判断力を生かすとともに、問題によっては（⑦）態度で指導に当たる必要があること。
- オ 生徒の（⑧）、実践的な活動を助長し、常に生徒自身による（③）を引き出すように指導すること。
- カ 集団内の（⑨）を的確に把握するとともに、（⑩）の精神に基づいて生徒が望ましい（⑨）を築くように指導に努めること。

- (1) 下線部aについて、（A）にあてはまる「他の教師等」を4人あげなさい。
 (2) （①）～（⑩）に当てはまる記号を以下の語群から選び、文章を完成させなさい。

語群

- ア. 努力 イ. 柔軟な ウ. 実態 エ. 背景 オ. 家庭 カ. 力関係 キ. 人間尊重
 ク. 人権擁護 ケ. 部活動 コ. 人間的 サ. 排他的 シ. 冷静な ス. 受容的
 セ. 強制的 ソ. 毅然とした タ. 中立的 チ. 自主的 ツ. 温かな テ. 人間関係
 ト. 創意工夫

9 次の表は、厚生労働省「令和元年（2019）人口動態統計月報年計（概数）の概況」第7表 死亡数・死亡率（人口10万対）、性・年齢（5歳階級）・死因順位別 総数（3-1）から年齢（5歳階級）・死因順位を抜粋したものである。以下の問いに答えなさい。

年齢	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
総数	③	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎
10～14歳	③	①	②	先天奇形等	その他の新生物、心疾患
15～19歳	①	②	③	心疾患	先天奇形等
20～24歳	①	②	③	心疾患	先天奇形等
25～29歳	①	③	②	心疾患	脳血管疾患
30～34歳	①	③	②	心疾患	脳血管疾患
35～39歳	①	③	心疾患	②	脳血管疾患
40～44歳	③	①	心疾患	脳血管疾患	②
45～49歳	③	①	心疾患	脳血管疾患	肝疾患
50～54歳	③	心疾患	①	脳血管疾患	肝疾患

(1) 表の (①) (②) (③) に当てはまる死因を答えなさい。

(2) 日本における15～39歳の死因順位の1位は(①)となっており、国際的にも、15～34歳の死因順位の1位が(①)となっているのはG7の中でも日本のみである。このことについて、学校における対策として、あなたの考える対策を書きなさい。

記号	養	番号	
----	---	----	--

検査Ⅳ

養護解答用紙

(1) 1点×10=10点 (2) 2点 計12点

1	①	17	②	28	③	10	④	30	⑤	健康
	⑥	快適	⑦	温熱	⑧	相対湿度	⑨	個人	⑩	衣服
(2)	(浮遊) 粉じん 検査									

1点×13=13点 計13点

2	①	毎学年	②	臨時	③	予防措置	④	治療	⑤	軽減
	⑥	保持増進	⑦	保健管理	⑧	中核	⑨	体育	⑩	教育活動
	⑪	支障	⑫	スクリーニング	⑬	健康課題				

(1) 1点×2=2点 (2) 2点×4=8点 (3) 2点×4=8点 (4) 3点 計21点

3	(1)	① 自他	② 自己管理能力							
	(2)	<p>感染症及び食中毒などの集団発生の早期発見に役立てる。 いじめ、不登校傾向、虐待等の早期発見に役立てる。／個々及び集団の健康課題を把握する資料とする。 健康相談・保健指導につなげる。／健康診断の資料とする。／家庭訪問時や保護者面談時の資料とする。 児童生徒理解のための資料とする。／休業中の保健指導計画等の参考資料とする。 学校保健計画立案の参考資料とする 等から4つ</p>								
	(3)	実施者：	時間：	<p>学級担任－授業中／教職員－休み時間（休憩時間） 養護教諭－保健室入室時／教職員－昼食時間／部活動顧問一部活動中 教職員－学校行事／ 教職員－放課後 等から4つ</p>						
	(4)	<p>(例) 朝のホームルーム不在者（遅刻者）は登校したら必ず学級担任等職員のいる研究室等に顔を出させる。 ／朝自宅で健康チェックをしたデータを送信させ、その日の授業担当者で共有し、毎授業時に健康観察を行う ／その生徒の最初の授業の担当者が朝の健康観察を行い学級担任に報告する 等</p>								

(1) 1点×4=4点 (2) 2点×1=2点 (3) 2点×2=4点 (4) 2点×4=8点 計18点

4	(1)	①	物理	②	インターネット	③	心身	④	未成年後見人	
	(2)	いじめ防止対策推進法								
	(3)	いじめに係る行為が止んでいること				被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと				

記号	養	番号	
----	---	----	--

検査Ⅲ

養護解答用紙

4	(4)	・ 冷やかしやからかい 悪口や脅し文句 嫌なことを言われる
		・ 仲間はずれ 集団による無視をされる
		・ 軽くぶつかられたり 遊ぶふりをして叩かれたり 蹴られたりする
		・ ひどくぶつかられたり 叩かれたり 蹴られたりする
		・ 金品をたかられる
		・ 金品を隠されたり 盗まれたり 壊されたり 捨てられたりする
		・ 嫌なことや恥ずかしいこと 危険なことをされたり させられたりする
		・ パソコンや携帯電話等で 誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(1) 1点×11=11点 (2) 2点×3=6点 計17点

④⑤順不同

5	(1)	① 反応	② 呼吸	③ 顔	④ 鼻
		⑤ 口	⑥ 30	⑦ 2	⑧ 感染防護具
		⑨ 流水	⑩ 直接	⑪ 廃棄	
	(2)	① エアロゾル			
		② 窒息や溺水など呼吸障害を原因とすることが多いから			
		③ 感染(症)の疑い			

1点×9=9点

6	(1)	① 地域住民	② 3	③ 心臓	④ 1	⑤ 5
		⑥ 電気ショック	⑦ 複数	⑧ 体育館	⑨ 高い	

(1) 1点×4=4点 (2) 2点×3=6点 計10点

7	(1)	① 発達	② 行動	③ 異性	④ 尊重
		⑤ 発達の段階を踏まえること			
	(2)	⑥ 学校全体で共通理解を図ること			
		⑦ 保護者の理解を得ること 等			

記号	養	番号	
----	---	----	--

検査Ⅲ

養護解答用紙

(1) 1点×4=4点 (2) 1点×10=10点 計14点

8

(1)	生徒指導主事、進路指導主事、保健体育担当教諭、養護教諭、 栄養教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師 等 から4つ									
	①	ウ	②	オ	③	ト	④	コ	⑤	ツ
(2)	⑥	ス	⑦	ソ	⑧	チ	⑨	テ	⑩	キ

(1) 1点×3=3点 (2) 3点 計6点

9

(1)	①	自殺	②	不慮の事故	③	悪性新生物 (悪性腫瘍、癌)
	(2)	<p>(例) ・子どもたちが直面する可能性のある困難やストレスへの対処方法を身につけるための教育を行う</p> <p>・教職員等がSOSに気づく感度を高め、適切に受け止めることができるよう取り組む</p> <p>・スクールカウンセラーの活用により児童生徒の生きづらさを早期に発見し、和らげていく環境を作っていく</p> <p>・若年層の日常生活にはインターネット・スマートフォンが深く根付いており、コミュニケーション手段も電話ではなく文字による即時的なやりとりが中心となっていることに十分留意して対応する (SNSを活用し気軽に相談ができるような体制を整える、健康観察を強化し子どもたち同志の関係性の変化にも注意し教職員間で情報共有する 等)</p>				